

DUET

デュエット

Vol. 17

平成21年6月1日発行／木更津市 企画部企画課 男女共同参画・国際担当 ☎ 0438 (23) 7427

男女共同参画社会基本法制定10周年です

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されて、今年は10周年にあたります。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を定め、また、国・地方公共団体や国民、それぞれが果たすべき役割を明らかにしています。

男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念

1

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

2

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

3

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

4

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにする必要があります。

5

国際的協調

男女共同参画社会作りのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

木更津市の男女共同参画計画

(計画期間：平成19年度～23年度)

木更津市では、市の将来都市像である「ひとにやさしく、環境と調和し、誇りに満ちた創造のまちきさらづ」にふさわしい男女共同参画社会づくりのため、平成19年3月に第2次の「木更津市男女共同参画計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めています。



将来像

男女が互いに認め合い、共に参画して心豊かに生きる社会

基本目標

- I 人権の尊重と男女平等の意識づくり
- II あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり
- III 誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり
- IV 計画を積極的に進める体制づくり

6月23日～29日
「男女共同参画週間」

男女共同参画社会基本法が誕生したのが、平成11年6月23日。それにちなみ、この期間中、国では「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(6月26日(金)午後1時～、会場：日本青年館)を開催するほか、全国の地方公共団体や女性団体そのほかの関係団体が参加して、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまなイベントや広報啓発活動が行われます。

男女共同参画シンボルマーク決定



男女共同参画

内閣府が平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるに当り、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。広報啓発などに活用することで、それぞれの地域や個人がより身近な問題として意識していただけることを期待しています。

シンボルマークには、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

男女共同参画の状況

木更津市では、「国連婦人の十年」や「女子差別撤廃条約」の批准、国の「国内行動計画」策定など国内外の動向を踏まえ、平成7年に木更津市女性行動計画「デュエットプランきさらづ」を策定しました。また社会状況の変化などに対応しながら、平成14年には木更津市男女共同参画計画「デュエットプランきさらづ」を、平成19年には木更津市男女共同参画計画(第2次)「新・デュエットプランきさらづ」と時代の状況を踏まえた計画を策定し、

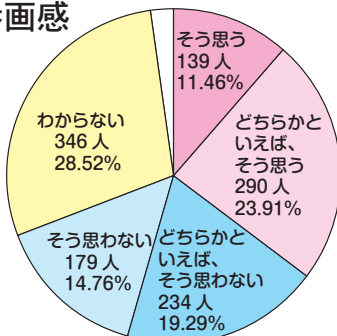
男女共同参画社会の実現をめざして諸施策を推進してきました。

しかし、平成17年に実施した「木更津市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、社会における男女平等を実感する市民は16.6%で、また内閣府が平成19年に実施した「男女共同参画に関する世論調査」では、20.9%で、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要な状況にあります。

男女共同参画社会基本法施行10年を節目として、今後更なる推進に向けて公表されたデータから男女共同参画の状況をいくつかみましょう。

●女性の社会参画感

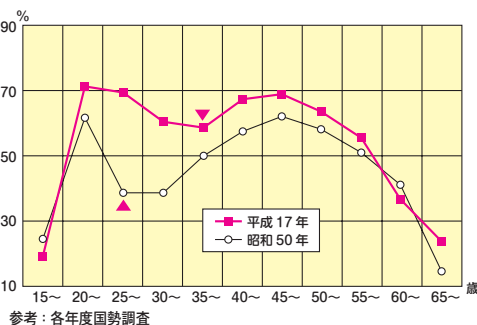
市が平成20年に実施した「市民アンケート」によると、地域活動での代表者や役員、職場での管理者的立場への積極的な参加など女性の社会参画が進んでいると思うかとたずねたところ、35.4%の市民が「思う」と回答し、「思わない(34.1%)」と回答した人よりも若干上回っています。



参考:「木更津市民アンケート調査」(平成20年)

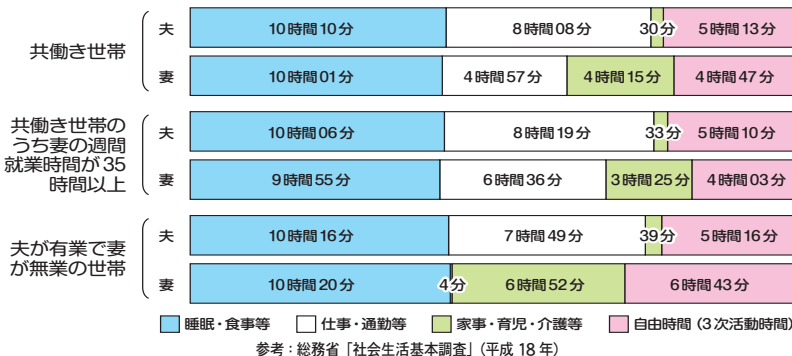
●女性の年齢階級別労働力率

女性の労働力率は、出産・子育て期に低下しM字型になります。木更津市では昭和50年調査に比べて平成17年調査では、落ち込みが浅くなり、働く女性の子育て環境が整備されつつあることを示しているものの、最低位置が25歳代から35歳代へ移っており、晩婚化の状況が読み取れます。



●夫婦の生活時間

男性の家事・育児・介護等に関わる時間は、妻の就業状況に関わらず30分程度と非常に短いことがわかります。子育て期の男性の労働時間は一般に長時間で、30代・40代の男性で週60時間以上働く人が2割以上おり、家庭に関わることを希望しても関われないという状況もあり、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取り組みがますます必要となっています。



各種相談 あなたの身近に各種相談窓口があります。相談は無料です。1人で悩んでいないで、まずは相談!

教育相談(電話相談)	月～金曜日 午前9時～午後4時30分	⑩ まなび支援センター	☎(25) 5000 ☎(25) 3749
母子健康相談	第1・3木曜日 午前9時～11時	⑩ 保健相談センター	☎(23) 1300
女性のための健康相談(要予約)	第3木曜日 午前9時～午後5時	⑩ 千葉県君津健康福祉センター(君津保健所)	☎(22) 3748(専用)
不妊相談(要予約)	第4木曜日 午後2時～4時	⑩ 千葉県君津健康福祉センター(君津保健所)	☎(22) 3744
思春期相談(要予約)	第2水曜日 午前9時30分～11時30分	⑩ 千葉県君津健康福祉センター(君津保健所)	☎(22) 3744
育児電話相談	月～金曜日 午前9時～午後5時	⑩ 地域子育てセンターゆりかもめ(寺町分館)	☎(22) 3630(専用)
女性のための総合相談(電話相談)	火～日曜日 午前9時30分～午後4時	⑩ ちば県民共生センター	☎04(7140) 8605
男性のための総合相談(電話相談)	火・水曜日 午後4時～8時	⑩ ちば県民共生センター	☎043(285) 0231



「木更津こどもば」で、地域の子育て支援情報を調べることができます。木更津地域ポータルサイト「木更CoN」からアクセスしてください。

HP <http://www.kisacon.jp/>

仕事・通院・出産・冠婚葬祭などに利用できます。利用・予約についての詳細は直接お尋ねください。

岩根保育園	☎(41) 1049
長須賀保育園	☎(22) 3447
ゆりかご保育園	☎(23) 2838
地域子育てセンター ゆりかもめ(本館)	☎(25) 6230
子ども館 ゆめのたまご	☎(20) 3344

介護サービス

独立行政法人福祉医療機構のホームページ「WAMNET(ワムネット)」で市内の介護サービス事業者を調べることができます。

HP <http://www.wam.go.jp/kaigo/>